

鹿屋市営住宅条例及び鹿屋市一般住宅条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

鹿屋市長

卸 原 拓 男

鹿屋市条例第 8 号

令和 8 年 3 月 19 日 議 決

議案第19号

鹿屋市営住宅条例及び鹿屋市一般住宅条例の一部改正について
鹿屋市営住宅条例及び鹿屋市一般住宅条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月18日提出

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市営住宅条例及び鹿屋市一般住宅条例の一部を改正する条例
(鹿屋市営住宅条例の一部改正)

第1条 鹿屋市営住宅条例（平成18年鹿屋市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

(5) その他区域内の住民が周知できるような適当な方法

第6条第2項を削る。

第7条第1項中「前条第1項」を「前条」に改め、同条第2項中「前条第1項」を「前条」に、「同項」を「前条」に改める。

第11条第1項第1号中「連帯保証人との連署（連帯保証人が法人である場合は、連帯保証人については記名押印。第3項において同じ。）による」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条第1項中「第10条」を「第11条第2項」に改める。

第18条第1項中「第11条第4項」を「第11条第3項」に改め、同条第3項中「民法」の次に「（明治29年法律第89号）」を加える。

第29条第1項及び第31条第3項中「第6条第1項第2号」を「第6条第1項第1号ウ」に改める。

第44条中「第11条第4項」を「第11条第3項」に改める。

(鹿屋市一般住宅条例の一部改正)

第2条 鹿屋市一般住宅条例（平成18年鹿屋市条例第165号）の一部を次のように

改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

(5) その他区域内の住民が周知できるような適当な方法

第10条第2項中「次条第6項」を「次条第5項」に改める。

第11条第1項第1号中「連帯保証人との連署（連帯保証人が法人である場合は、連帯保証人については記名押印。第3項において同じ。）による」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第17条第1項中「第11条第4項」を「第11条第3項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の鹿屋市営住宅条例第11条第1項第1号に規定する誓約書を提出した入居者（市長が別に定める要件に該当するものを除く。）に係る連帯保証人については、改正後の鹿屋市営住宅条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に改正前の鹿屋市一般住宅条例第11条第1項第1号に規定する誓約書を提出した入居者（市長が別に定める要件に該当するものを除く。）に係る連帯保証人については、改正後の鹿屋市一般住宅条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

市営住宅及び一般住宅の入居に係る連帯保証人の選任を不要とする等のため、所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。